



日本の医療の将来

副会長
長 瀬 清

はじめに

2005年9月、郵政民営化を御旗に総選挙が行われ、国民の圧倒的支持を受けて、自由民主党が大勝利をおさめた。直後の国会でいとも簡単に民営化法案は可決。選挙前の国会の議決は何であったのかと考えさせられる結果であった。

郵政民営化の次には医療制度改革だと小泉首相は公言した。今回の診療報酬改定が、マイナス3.16%という過去最大の引き下げも、首相の一声で決した。2001年4月、小泉内閣発足と同時に、聖域なき構造改革として、教育、医療、福祉も含めての大改革が強行されている。これはアメリカの強力な圧力によるものであり、この先どのような道を迎えることになるのか、大いに不安を感じる。

年次改革要望書に見るアメリカからの外圧を検証し、その及ぼす影響から、日本の医療の将来について考えてみたい。

1. 年次改革要望書

1993年7月、宮沢・クリントン会談により発案され、1994年10月第1回の年次改革要望書が互いに取り交わされた。そこには農業、自動車、建築材料、通信、金融、医療機器・医薬品、エネルギー、住宅等の分野、また規制緩和、行政改革、独占禁止法と公正取引委員会、入札制度や民事訴訟制度等について要望が突きつけられ、この要望書の成果については翌春3月のアメリカ連邦議会において報告される。

1997年6月、デンバーでの橋本・クリントン会談で、「規制撤廃および競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」と改称された。

2001年6月、キャンプ・デービッドでの小泉・ブッシュ会談で「規制改革および競争政策イニシアティブ」と名称変更した。

これらの要望書に従って、日本で多くの改革がなされている。すべてアメリカの産業界の強い要望によったものである。

この年次要望書は、日本のアメリカ大使館のホームページで、日本語に翻訳されたものを見ることができる。

これを読むと、近い将来日本がどうなるかが見えてくる。

また、アメリカ通商代表部の「外国貿易障壁報告書」も大いに参考になる。

2. 年次改革要望書の結果

アメリカの年次要望書の結果、どのようなことになったか以下列挙する。

- ①建築基準法改正(1998. 6)：これまでの建て方(仕様)を規制したルールを、建築材料の性能規定に変更。その結果、耐震性の弱い建築物が許可されることになった。
- ②商法改正(2002. 5)：会社法制定、株式会社と合同会社に。アメリカ型の経営組織導入。社外取締役制導入。M&Aが容易になった。
- ③金融自由化：金融・保険分野の外資への開放。
- ④大店法(大規模小売店舗法)の廃止(2000)
- ⑤SPC(特別目的会社)法制定～企業の切り売り可能とした。
- ⑥公認会計士法改正：会計士数の倍増(M&A取引の迅速化)。
- ⑦司法制度の改革：裁判官・弁護士の増加と陪審員(日本では裁判員)制度の導入。
- ⑧保険の第三分野(ガン保険、医療保険、損害保険)への簡保、大手企業の参入制限し、外資と中小保険会社のみ取り扱いに。
- ⑨公正取引委員会の職員増員(M&A審査を迅速化させるため)および所管官庁を総務省から内閣府へ(2003. 4)
- ⑩確定拠出型年金制度を導入し、従業員の転出を容易にした。
- ⑪労働者派遣法の派遣業務の対象範囲を原則自由化し、従業員の転職を容易化。
- ⑫労働基準法改正(2003. 3)：労働者の首切りが容易に。

3. 狙われる医療市場

2005年7月の「第4回日米投資イニシアティブ報告書」に医療サービス分野への対日投資増進を重点課題にすべきと強く要求している。一つは、営利企業による医療サービスをできるように医療制度改革を求めること。二つ目は、直ちにできないなら、一部の医療サービス(PET、MRI等の高額検査)を外部委託できるようにせよ。三つ目は、保険診療と保険外診療のできる混合診療を解禁することというものである。

混合診療の全面解禁は一昨年辛くも防ぎ止めたが、その後も攻勢が続いている。混合診療が解禁されれば、保険適用のない高価な薬品、高額な検査が導入、需要増加によりそれに関わる公的保険費用が増大、一方では患者

負担が増す。また、公的保険の増大は保険の適用範囲の縮小に繋がりがかねない。個人負担の増大は私的医療保険の介入を容易にさせる。結果はそれらの負担ができるか否かで、受療に大きな差が生ずることになる。アメリカの側からすると、高額な医療機器、高価な医薬品の販売という大きなビジネスチャンスが生まれる。医療保険についても、保険の第三分野への外資導入と日本の大手保険会社の参入制限を受け、大きなビジネスチャンスとなっている。医療制度改革が一朝一夕に進まないことから、構造改革特区を提案、一部が崩れると全国に広まるとしたのもアメリカである。神奈川県も、神戸市もそれに乗った。

営利法人の医療への参入は、高額な医療サービスを営利企業が担うという発想である。

終わりに

小泉内閣は、成立当初から聖域なき構造改革の断行を、強権をもって推し進めてきた。これはアメリカの外圧によったものであった。日本の医療は世界でも類を見ない優れた制度であると広く認められている。ビジネスチャンスととらえられ、折角英知を傾け築いてきたものを、無惨に打ち砕かれたくない。

医療・福祉は聖域として扱って欲しかった。制度疲労は誰しも認めるところであり、改革は、改革でこれは必要なことである。

営利企業の医療への参入、混合診療全面解禁と無制限の民間医療保険の導入は、国民の医療を守るうえから、医師会として国民と共に強力に阻止しなければならない。

アメリカの日本の医療に対する要望は、これからもまだまだ続く。

参考文献

- 1) 関岡英之：拒否できない日本ーアメリカの日本改造が進んでいる. 文春新書 2004
- 2) 本山美彦：売られ続ける日本、買い漁アメリカ：ビジネス 2006.
- 3) 日本政府への米国政府年次要望書2000～2005年.
- 4) 米国通商代表部(USTR)外国貿易障壁報告書
- 5) 外国貿易障壁報告書に対する日本政府のコメント 平成15～17年.
- 6) 米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項 平成15～17年.
- 7) 関岡英之：奪われる日本. 文藝春秋 84：14 2005.